

# 第7章

## 計画を推進するために

### 1 推進体制の確立

- (1) 古賀市環境審議会
- (2) 古賀市環境市民会議
- (3) 古賀市環境政策調整委員会

### 2 条例整備による実効性の確保

- (1) 環境基本条例の制定
- (2) 環境の保全と創造に関する条例の制定
- (3) 既存条例と新たな条例との関係

### 3 進行管理の方法

- (1) 市民参加による計画の進行管理
- (2) 年次報告書の作成・公表
- (3) 実施計画書の作成

### 4 財政措置

# 第7章 計画を推進するために

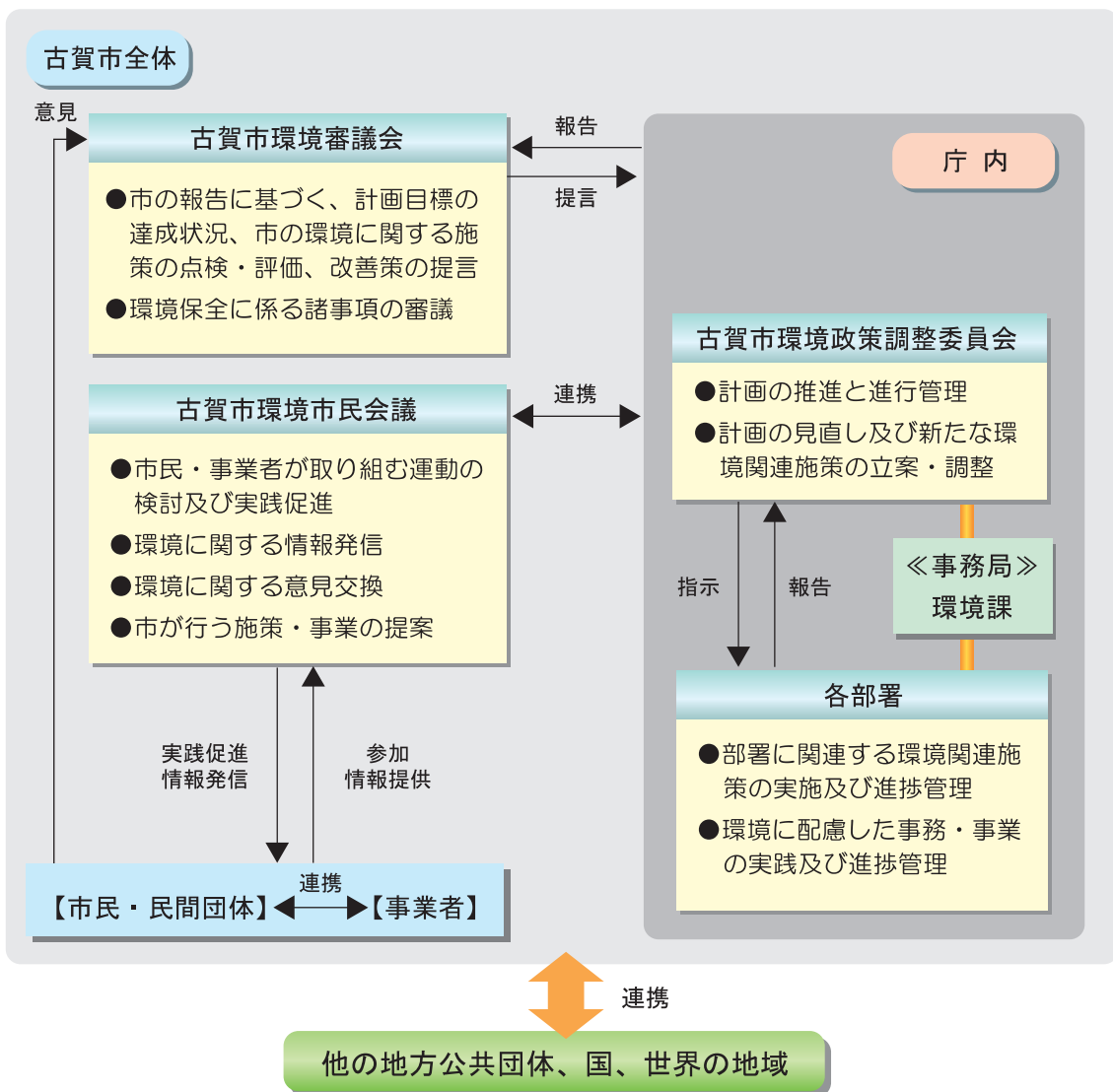
## 1 推進体制の確立

計画を着実に推進していくためには、多くの人々が参加し、取組を進めていかなければなりません。

そこで、古賀市が実施する施策・事業を総合的かつ計画的に進めるための庁内の組織体制及びより多くの人々が取組に参加するための市民参加の推進体制を確立します。

具体的には下図に示すように、市長の諮問機関である「古賀市環境審議会」、市民サイドの計画推進組織である「古賀市環境市民会議」、庁内組織である「古賀市環境政策調整委員会」が連携・協力しながら計画を推進していきます。また、広域的あるいは地球規模の視点での取組が必要な事項については、他の地方公共団体や国などと連携・協力を図りながら進めていきます。

図7-1 計画の推進体制



### (1) 古賀市環境審議会

古賀市環境審議会は、市長の諮問機関であり、学識経験者、市民、事業者などから構成されます。

古賀市環境審議会は、環境保全に係る諸事項を調査審議するとともに、市の報告に基づく計画目標の達成状況、市の環境に関する施策を点検・評価し改善策を提言します。

### (2) 古賀市環境市民会議

古賀市環境市民会議は、市民の側から計画を推進していくための母体となる組織です。

公募によってメンバーを募集し、計画を推進するための市民、事業者が取り組む運動を検討し、実践促進します。また、市民、民間団体、事業者の情報交換の場としての役割も果たします。さらに、計画の進捗状況を市民の目で点検・評価し、市に対する施策・事業の提案を行います。

### (3) 古賀市環境政策調整委員会

古賀市環境政策調整委員会は、環境施策に関連する部課で構成される組織であり、計画の推進と進行管理を行うとともに、計画の見直し及び新たな環境関連施策の立案及び調整を行います。

また、市民、民間団体、事業者との連携を図るための取組やその活動に対する支援を進めます。

## 2 条例整備による実効性の確保

### (1) 環境基本条例の制定

古賀市の環境保全及び創造を着実に推進していくために、その基本理念や環境施策の総合的な推進に関する事項などを定めた（仮称）古賀市環境基本条例を制定します。

### (2) 環境の保全と創造に関する条例の制定

計画に基づく施策の推進を図るため、環境を保全・創造するための新たな取組や対策を盛り込んだ（仮称）古賀市環境の保全と創造に関する条例を制定し、実効性を確保します。具体的には、（仮称）古賀市環境基本条例の下で、古賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例とともに、めざす環境像である「未来へつながる 人と自然が織りなす環のまち」を実現するために市民、事業者、民間団体、行政が担うべき役割や取るべき行動を明確にしていきます。

### (3) 既存条例と新たな条例との関係

#### 1) 既存条例

##### ①古賀市公害防止条例

事業活動に伴う公害を防止し、生活環境の保全と市民の健康を保護することを目的とする条例です。

##### ②古賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用、適正処理を推進することにより、循環型社会の形成及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を目的とする条例です。



### ③古賀市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例

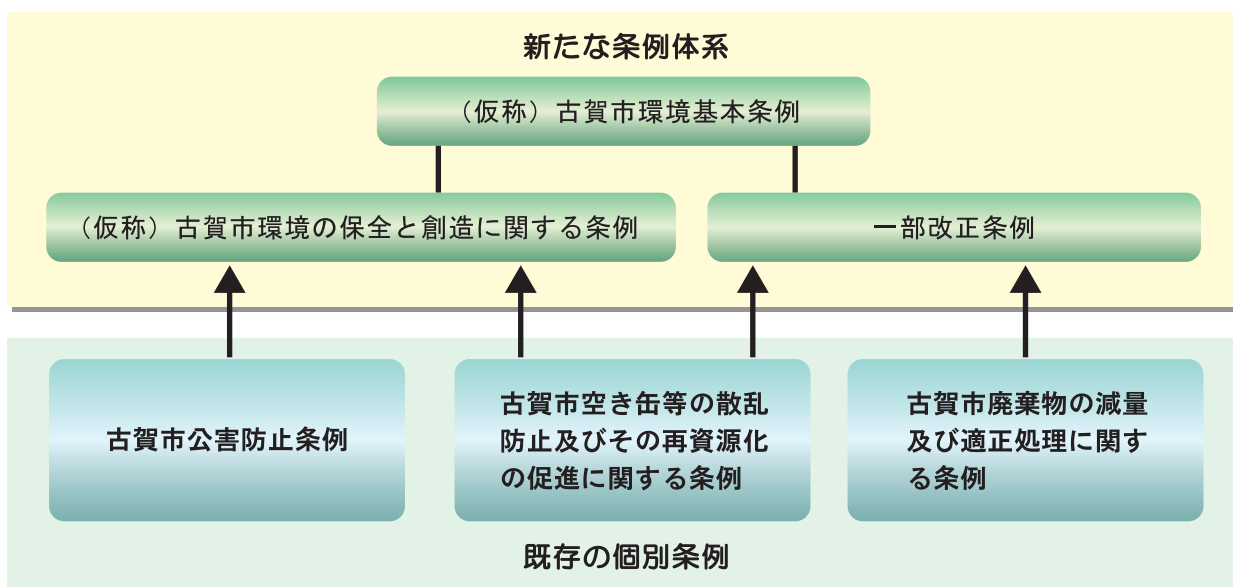
空き缶、空き瓶等の散乱を防止し、それらの再資源化を促進することにより、生活環境の快適性の向上及び資源の有効利用を図ることを目的とした条例です。

## 2) 既存条例と環境基本条例、環境保全と創造に関する条例との関係

現在の条例体系は、個別の環境問題に対応する複数の条例が存在しているのみです。環境を保全・創造するための新たな取組や対策を制度化する場合、個々の問題に対応する複数の条例を定めることよりも、既存条例の体系的な整理、統合を図ることの方がより合理的であると考えられます。

そのため、(仮称)古賀市環境基本条例の下で、既存条例の整理統合と併せて(仮称)古賀市環境の保全と創造に関する条例を制定し、めざす環境像を実現するための条例体系を確立します。

図7-2 新たな条例体系と条例に盛り込むべき事項



#### 条例に盛り込むべき事項

- (仮称)古賀市環境基本条例
  - ・古賀市の環境保全及び創造に関する基本理念
  - ・環境行政の総合的な推進に関する事項
- (仮称)古賀市環境の保全と創造に関する条例
  - ・環境教育及び環境学習、普及啓発に関する事項
  - ・自然環境の保全及び創造に関する事項
  - ・省エネルギー及び省資源、新エネルギーの普及促進に関する事項
  - ・公害の防止その他生活環境の保全に関する事項
  - ・苦情の解決に関する事項
- 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 (一部改正)
  - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務に関する事項
  - ・廃棄物の減量化及び資源化に関する事項



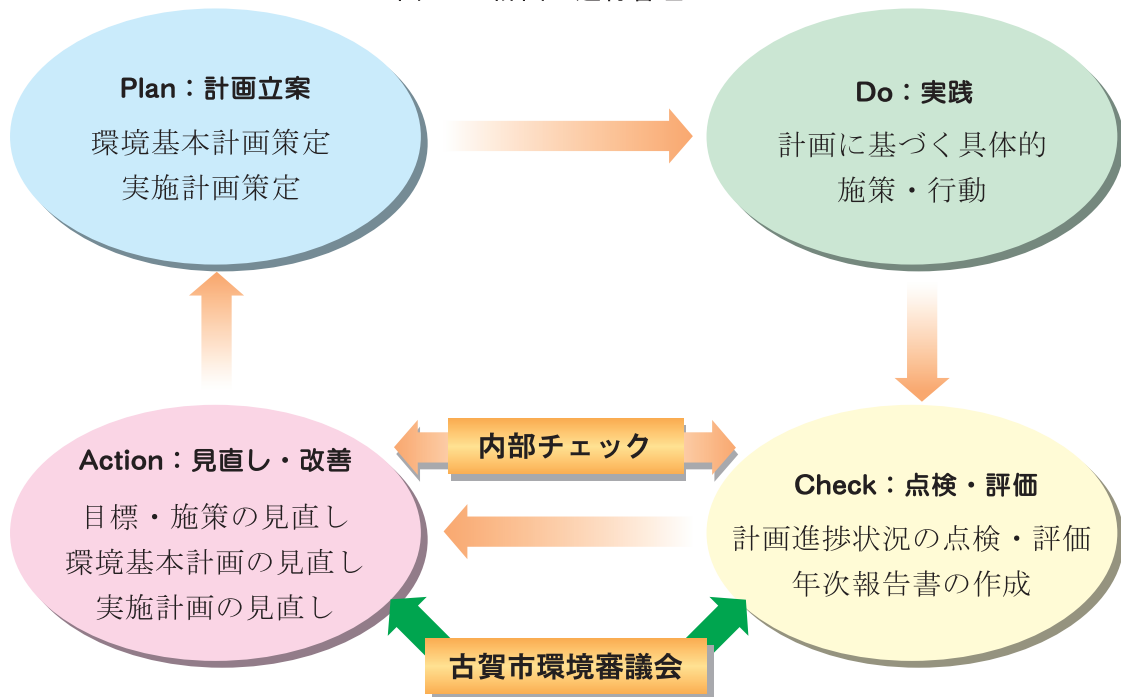
### 3 進行管理の方法

#### (1) 市民参加による計画の進行管理

市は、計画の目標や市が行う環境関連施策の点検・評価、見直し・改善を行うとともに、それらが適切に行われているかのチェックを図7-3に示すようなPDCAサイクルで行います。さらに、その結果を古賀市環境審議会が点検・評価することにより、市民参加による計画の進行管理を行います。

市民や事業者の取組の実践状況については、古賀市環境市民会議が点検・評価していくようなしくみを検討していきます。

図7-3 計画の進行管理



#### (2) 年次報告書の作成・公表

計画の進捗状況や古賀市の環境状況を把握し、課題を明らかにして、今後の取組に活かしていくために、年次報告書「(仮称)古賀市環境白書」を作成し、公表します。また、古賀市環境市民会議の活動についても同様の報告書を作成します。

#### (3) 実施計画書の作成

年次報告書に掲げられた課題を解決するために取り組む環境関連施策を明らかにした「古賀市環境基本計画実施計画」を作成します。この実施計画は、3年を1期として定め、毎年ローリングにより、見直しを行うものとしします。

### 4 財政措置

計画の進捗状況や地域環境の変化に応じて、環境基本計画に示すさまざまな取組を進めるために必要な財政上の措置を適切に行っていきます。



